

第 364 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 364 回三木市議会（令和 3 年 5 月 14 日開会）に提出する議案 7 件（専決処分の報告 3 件、人事案件 2 件、補正予算関係 2 件）の概要は次のとおりです。

1 報告関係

(1) 報告第 1 号 専決処分について（三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 固定資産税関係（土地に係る負担調整措置）

- a 宅地等及び農地の税負担の調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。
- b その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を考慮して、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(イ) 軽自動車税関係

a 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を 1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。

(ロ) 個人住民税関係（住宅ローン控除の特例の延長等）

- a 所得税における措置（控除期間を 13 年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同様に控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

ウ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 報告第 2 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 土地に係る負担調整措置

a 宅地等及び農地の税負担の調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の負担調整措置を継続する。

b その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担を考慮して、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(イ) 地方税法を引用している規定について、条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(3) 報告第 3 号 専決処分について（令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 1 号））【別添「令和 3 年度 4 月補正予算（専決処分）の概要」参照】

2 人事案件

(1) 第 36 号議案 教育長の任命につき同意を求めることについて

氏 名	経 歴
大 北 由 美	現：三木市教育委員会委員（2 期）

(2) 第 37 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

氏 名	経 歴
梶 正 義	現：関西国際大学教授

3 補正予算関係 【別添「令和 3 年度 5 月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第 38 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 2 号）

(2) 第 39 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）